

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 30 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

## 平成 29 年度 橋本市一般会計補正予算（第 11 号）

平成 29 年度橋本市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		226,000	6,422	232,422
	1 地方揮発油譲与税	67,000	347	67,347
	2 自動車重量譲与税	159,000	6,075	165,075
3 利子割交付金		12,000	13,275	25,275
	1 利子割交付金	12,000	13,275	25,275
4 配当割交付金		63,000	△7,109	55,891
	1 配当割交付金	63,000	△7,109	55,891
5 株式等譲渡所得割交付金		34,000	20,317	54,317
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,000	20,317	54,317
6 地方消費税交付金		1,000,000	18,413	1,018,413
	1 地方消費税交付金	1,000,000	18,413	1,018,413
7 ゴルフ場利用税交付金		27,000	△3,928	23,072
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,000	△3,928	23,072
8 自動車取得税交付金		41,000	31,501	72,501
	1 自動車取得税交付金	41,000	31,501	72,501
9 地方特例交付金		30,000	4,871	34,871
	1 地方特例交付金	30,000	4,871	34,871
10 地方交付税		8,353,502	33,850	8,387,352
	1 地方交付税	8,353,502	33,850	8,387,352
11 交通安全対策特別交付金		7,000	△2,223	4,777
	1 交通安全対策特別交付金	7,000	△2,223	4,777
18 繰入金		934,917	△112,453	822,464
	2 基金繰入金	856,822	△112,453	744,369
20 諸収入		702,402	△2,936	699,466
	5 雑入	632,484	△2,936	629,548
歳入合計		26,280,181	0	26,280,181